

A31 役員に対して社宅を貸与する場合は、役員から1ヶ月当たり一定額の家賃(以下、「賃貸料相当額」といいます)を受け取ってれば、給与として課税されません。

【解説】

賃貸料相当額は、貸与する社宅の床面積により小規模な住宅とそれ以外の住宅に分け、次のように計算します。ただし、社会通念上一般に貸与されている社宅と認められない、いわゆる豪華社宅である場合は、時価が賃貸料相当額になります。

1. 役員に貸与する住宅が小規模社宅である場合

(1) 小規模社宅とは

小規模社宅とは、家屋の床面積(1世帯)が132㎡以下(木造家屋以外の場合には、99㎡以下)のものをいいます。

(2) 小規模社宅の適正家賃の計算方法

次の①から③までの合計額が適正家賃額(月額)になります。

- ① その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2%
- ② 12円×その家屋の総床面積(㎡)÷3.3(㎡)
- ③ その年度の敷地の固定資産税の課税標準×0.22%

2. 役員に貸与する住宅が小規模社宅以外である場合

小規模社宅以外の場合には、自社所有の社宅のときと他から借り受けた社宅等を貸与するときに分けて適正家賃が計算されます。

(1) 自社所有の社宅のとき

次の①と②の合計額の1/12が適正賃貸料(月額)になります。

- ① その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×12%(木造以外の場合は10%)
- ② その年度の敷地の固定資産税の課税標準×6%

(2) 他から借り受けた社宅等を貸与するとき

次の①と②の金額のいずれか多い金額が適正賃貸料(月額)になります。

- ① 上記①の算式で計算した金額
- ② 法人が支払う家賃の1/2相当額